

保高発 0729 第 1 号
令和 3 年 7 月 29 日

都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長 殿

厚生労働省保険局高齢者医療課長
（公印省略）

令和 3 年度後期高齢者医療財政安定化基金負担金における
交付申請書等の提出日等について

標記について、「後期高齢者医療給付費等の国庫負担について」（平成 25 年 3 月 29 日厚生労働省発保 0329 第 6 号厚生労働事務次官通知）の別紙「後期高齢者医療給付費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の 5 の（2）において、「別に定める日」を下記のとおり定めたので通知する。

申請手続等にあたっては、遺漏のないよう取り計らわたい。

記

- 1 交付要綱の 5 の（2）にいう「別に定める日」
令和 3 年 8 月 31 日

（参考）交付決定通知発出 令和 3 年 9 月下旬～10 月上旬
負担金支払日 令和 3 年 10 月中旬～下旬

2 留意事項

後期高齢者医療財政安定化基金負担金については、変更交付申請を予定していないため、「前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令」（平成 19 年政令第 325 号。以下「算定政令」という。）第 19 条に基づき、適正に申請額を算出願いたい。

（参考）

- ・（算定政令第 19 条第 1 項）

後期高齢者医療財政安定化基金拠出金算出式

$$\boxed{\text{特定期間中（2年間）の広域連合の療養の給付等に要する費用の額の見込額}} \times \boxed{\text{条例で定める拠出率}} - \boxed{\text{特定期間中の基金運用収益の 1/3 相当額}}$$